

重要事項説明書【契約概要】

この「重要事項説明書（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご了解・ご確認のうえお申込みいただきますようお願いいたします。「重要事項説明書（契約概要）」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

1. 無解約返戻金型がん療養保険（10）〈無配当〉の特長

この保険の特長	高額な医療費用がかかるがん治療に対する保障を主な目的とした商品です。
---------	------------------------------------

2. しくみ図

〈ご契約例〉 【終身タイプの場合】

（計算基準日：2010年10月2日）

ご契約年齢・性別：30歳・男性

（主契約）がん診断給付金額：100万円

（特約）がん初回診断一時金額：400万円

がん先進医療給付金額：1万円～500万円（※2）

がん入院給付金日額：5,000円

特約がん死亡保険金額：100万円

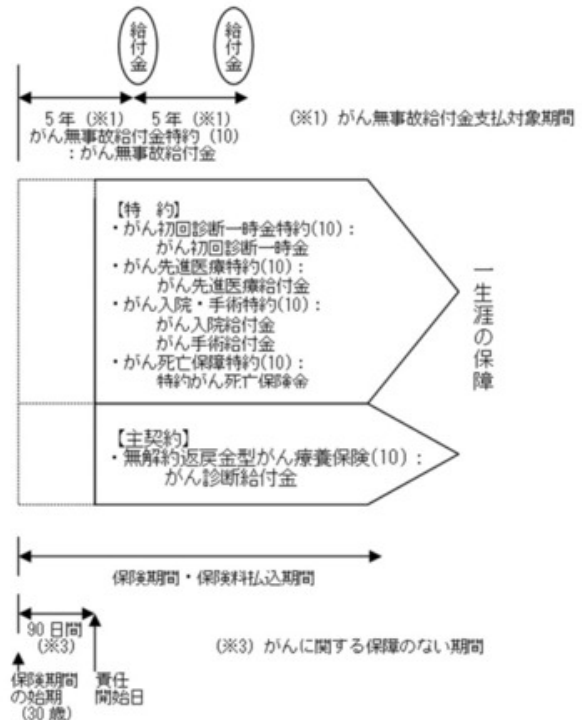
がん無事故給付金額：10万円

保険料払込期間：終身

保険料払込方法：口座振替月払

保険料：7,155円

（※2）がん先進医療給付金額は、被保険者が受けた先進医療にかかわる技術料に応じて約款別表に定める金額とします。



◆ 責任開始日（期）

お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）を保険期間の始期とし、がんに関する保障についてはその日から90日を経過した日の翌日に保険契約上の保障が開始され、この時期を責任開始期といいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。ご契約の締結時に付加された「がん初回診断一時金特約（10）」、「がん先進医療特約（10）」、「がん入院・手術特約（10）」、「がん死亡保障特約（10）」および「がん無事故給付金特約（10）」も同様とします。ただし、主契約の保険料払込免除は、次表のいずれかの事由に該当された場合には、保険期間の始期から保障が開始されます。

1. 保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当したとき
2. 保険期間の始期以後の不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態に該当したとき

3. 保障内容

この保険のお支払事由等 【主契約】	<p>○がん診断給付金（※1） 被保険者が責任開始期以後の保険期間中に、がんと診断確定されたとき、がん診断給付金を被保険者にお支払いします。</p> <p>○死亡給付金（※2） 被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡されたとき、死亡給付金として、がん診断給付金額の10%を死亡給付金受取人にお支払いします。</p>
----------------------	--

（※1）がん診断給付金は、そのがん診断給付金の支払事由に該当した最後の診断日（以下「前回のがん診断給付金支払事由該当日」といいます。）から2年を経過した後、再びがん診断給付金をお支払いする場合に該当されたときは、保険期間中であれば何度でもお支払いします（2年に1回を限度とします。）。

また、前回のがん診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年以内にごがん診断給付金をお支払いする場合に新たに該当され、その後次に次のいずれかに該当した場合には、がん診断給付金をお支払いします。

- ・前回のがん診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日（保険期間中に限ります。）に、がんの治療を目的とした入院を継続されているとき
- ・前回のがん診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、がんの治療を目的とした入院を開始されたとき
- ・前回のがん診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、がんの治療を目的とした通院を開始されたとき

（※2）保険料払込期間が保険期間より短い「短期払」では、保険料払込期間満了後の保険期間中に被保険者が死亡された場合、主契約のがん診断給付金額の10%の死亡給付金が支払われます。ただし、保険料払込期間と保険期間が同じ「全期払」では、被保険者が死亡された場合でも、保険期間を通じて死亡給付金は支払われません。

（ご注意）

被保険者が死亡されたときにご契約は消滅します。この場合、契約者またはその承継人は、当社へ通知してください。なお、保険料払込期間中に被保険者が死亡され、死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の払戻しはありません。

給付金をお支払いできない場合 【免責事由】	【主契約】 死亡給付金	保険契約者または死亡給付金受取人の故意
--------------------------	----------------	---------------------

● 保険料の払込免除について

保険料払込免除となる とき	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき 2. 保険期間の始期以後の不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態に該当されたとき 3. 責任開始期以後の保険料払込期間中に初めてがんと診断確定されたとき
------------------	--

保険料のお払込を免除できない場合 【免責事由】	<p>【高度障害状態（上記1. の場合）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者または被保険者の故意によるとき 2. 戦争その他の変乱によるとき（※） <p>【身体障害状態（上記2. の場合）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2. 被保険者の犯罪行為によるとき 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 7. 地震、噴火または津波によるとき（※） 8. 戦争その他の変乱によるとき（※）
----------------------------	---

【ご注意】

(※)については、その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険料の払込を免除することがあります。

4. 付加できる特約について

(1) この保険に付加できる特約一覧と特約のお支払事由

保険種類	支払事由等	お支払いする保険金・給付金
がん初回診断一時金特約 (10)	被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に初めてがんと診断確定されたとき	がん初回診断一時金
がん先進医療特約 (10)	被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に、つぎのすべてを満たす療養を受けられたとき (1) この特約の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因とする療養であること (2) 先進医療による療養であること	がん先進医療給付金 (※1) [支払限度] (1療養) 500万円、(通算) 1,500万円
がん入院・手術特約 (10)	被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に、がんと診断確定され、その治療を目的として、入院・手術を受けられたとき	【がん入院給付金】 ・がん入院給付金日額×入院日数 【がん手術給付金】 ・手術1回につき、がん入院給付金日額×20
がん死亡保障特約 (10)	被保険者がこの特約の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡されたとき	特約がん死亡保険金
がん無事故給付金特約 (10)	被保険者がこの特約の5年ごとの対象期間満了時に生存し、かつ、対象期間中にがん診断給付金が支払われなかったとき	がん無事故給付金
リビング・ニーズ特約 (※2) (無料)	被保険者が責任開始期以降に診断確定されたがんを直接の原因として、被保険者の余命6か月以内と判断されたとき	特定状態保険金
指定代理請求人特約 (無料)	被保険者である給付金等の受取人が、病気やケガにより給付金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が給付金等の代理請求を行うことができます。	
5年ごと利差配当付年金払特約 (無料)	この特約を付加されることにより、特約がん死亡保険金の全部または一部を一時金にかえて、年金でお受けいただくことができます。なお、将来お受けになる年金額は、年金基金設定日(年金支払開始日)における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき算出されます。	

(※1) がん先進医療給付金額は被保険者が受けた先進医療にかかわる技術料に応じて約款別表に定める金額とします。

(※2) この特約を無解約返戻金型がん療養保険(10)に付加する場合には、がん死亡保障特約(10)の付加を要します。

(ご注意)

主契約の保険料のお払込みが免除される場合には、付加されている特約の保険料のお払込みも同時に免除されます。ただし、がん初回診断一時金特約(10)が付加されている場合、主契約が「責任開始期以後の保険料払込期間中に初めてがんと診断確定されたとき」に該当したことにより保険料のお払込みが免除される場合には、同特約は、がん初回診断一時金を支払い、消滅します。

●自動更新(契約条件によってはお取扱いできないこともあります。)

下記の保険種類については、保険期間満了日の2か月前までに、契約者から継続しない旨のお申し出がない限り、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率で計算(通常更新前より高くなります)し、約款も更新時のものが適用されます。保険期間は原則として更新前の保険期間と同一となります(当社取扱期間を限度とします。)

主契約	無解約返戻金型がん療養保険(10)(有期タイプ)
特約	がん初回診断一時金特約(10)、がん先進医療特約(10)、がん入院・手術特約(10)、がん死亡保障特約(10) がん無事故給付金特約(10)

(ご注意) がん無事故給付金特約(10)は、保険料払込免除となった場合、自動更新のお取扱いをいたしません。

5. 保険期間、給付金額、保険料、保険料払込期間、払込方法等

保険期間、給付金額、保険料、保険料払込期間、払込方法等につきましては、申込書、申込書（控）または提案書をご参照ください。

6. 契約者配当金について

この保険には配当金はありません。

7. 解約返戻金について

- ・保険料払込期間が保険期間より短い「短期払」では、保険料払込期間中にご契約を解約された場合は、解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後に解約された場合で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約のがん診断給付金額の10%の解約返戻金があります。
- ・保険料払込期間と保険期間が同じ「全期払」では、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

8. その他ご注意

- ・「保険料の振替貸付」「契約者貸付」はお取り扱いしておりません。
- ・「延長定期保険への変更」「払済保険への変更」はお取り扱いしておりません

■ ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ・ご契約に関する各種手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

総合サービスセンター TEL 0120-211-901 お問い合わせ時間 月～金（祝日・年末年始を除きます。）9時～17時

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。
- ・（社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

- ご契約に際しては、「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書（注意喚起情報）」もあわせてご覧ください。
特に、主契約および特約に関する保険金をお支払いできない場合（免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合等）、については、必ずご確認ください。
- この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「がん保険」です。「保険種類のご案内」は当社の代理店または最寄の支店にご請求ください。

FWD富士生命保険株式会社
本社 大阪市中央区南船場1-18-17
商工中金船場ビル

生命保険についてのお手続きやご照会につきましては、総合サービスセンター
0120-211-901へお問合せください。
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>

登録番号：FL10A058 登録年月日：2011年1月14日

重要事項説明書（注意喚起情報）

- この「重要事項説明書（注意喚起情報）」には、ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご了解・ご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- なお、「重要事項説明書（注意喚起情報）」のほか、お支払事由およびご契約についての重要事項は「ご契約のしおり・約款」、保険商品の内容をご理解いただくための情報は「重要事項説明書（契約概要）」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. クーリング・オフ制度

- ◆ お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日、クーリング・オフ制度を記載した書面交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて14日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
- ◆ この場合、お申込みいただいた金額を全額返還します。ただし、当社が指定する医師の診査が終了した時や、法人をご契約者とする保険契約である場合等は、お申込みの撤回またはご契約の解除はできません。

2. 健康状態・職業などの告知義務

(1)告知義務について

- ◆ ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人等が無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆ ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- ◆ 医師の診察を受け、医師の診察の結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

(2)告知受領権について

- ◆ 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

(3)ご契約のお断り

- ◆ 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金や給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っており、ご契約をお断りすることがあります。

(4)告知が事実と相違する場合

- ◆ 告知していただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約また

は特約を解除することがあります。

- 責任開始期または復活日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
 - 当社の取扱者が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社にご契約または特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実と違うことを告知されたと認められる場合は、当社にご契約または特約を解除することができます。
 - また、「給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
 - なお、当社にご契約または特約を解除する場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
- ◆ 上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。
- 例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3. 保障の責任開始期について

- ◆ 「責任開始期に関する特約」を付加されない場合は、お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した際に、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）を保険期間の始期とし、がんに関する保障についてはその日から90日を経過した日の翌日から保険契約上の保障が開始されます。ご契約の締結時に付加された「がん初回診断一時金特約（10）」、「がん先進医療特約（10）」、「がん入院・手術特約（10）」、「がん死亡保障特約（10）」および「がん無事故給付金特約（10）」も同様とします。
- (※) ただし、主契約の保険料払込免除は、次表のいずれかの事由に該当された場合には、保険期間の始期から保障が開始されます。

1. 保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当したとき
2. 保険期間の始期以後の不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当したとき

- ・ なお、第1回保険料（第1回保険料充当金（相当額）を含みます。以下同じとします。）をクレジットカードにより払い込んでいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時が、当社が第1回保険料を受け取った時となります。
- ◆ 「責任開始期に関する特約」を付加された場合は、お申込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した際に、当社が保険契約のお申込みを受けた時（告知前に受けたときは告知の時）を保険期間の始期とし、がんに関する保障についてはその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険契約上の保障が開始されます。なお、ご契約の締結時に付加された各特約も同様とします。ただし、主契約の保険料払込免除については、「責任開始期に関する特約」を付加されない場合」の(※)ただし書以下と同じ時から保障が開始されます。

4. 契約確認・保険金給付金確認制度について

- ◆ 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求および保険料のお支払いの免除のご請求の際、ご契約のお申込（告知）内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。その節にはよろしくお願いいたします。事実の確認にあたりましては、プライバシーに関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。
- ◆ 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等をお支払いいたしません。

5. 給付金等のお支払いに関する手続き等の留意事項

- ◆ お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- ◆ 給付金等を適切にお支払いするために、給付金等のお支払事由が生じた場合、すみやかに当社の取扱者、もよりの支店または本社の総合サービスセンターにご連絡ください。
○総合サービスセンター：TEL 0120-211-901
お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。） 9時～17時
- ◆ 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆ 給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分に

確認ください。

◆ 給付金等の代理請求について

- 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約が付加されていれば、給付金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行なうことができます。
- ご契約者から、「ご契約があること」および「代理請求ができること」を指定代理請求人の方へ、必ずお伝えいただきますよう、お願い申し上げます。

6. 給付金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、給付金等をお支払いできない場合または保険料のお払込みの免除ができない場合があります。

(1) 免責事由に該当した場合

- ◆ ご契約者等の故意による時
- ◆ 被保険者の犯罪行為等

(2) 責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

- ◆ 被保険者が告知前または告知の時から責任開始期の前日までにかんがんと診断確定されていた場合は、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人がその事実を知っているかいないかにかかわらず保険契約を無効とし、給付金等はお支払いできません。

(3) 疾病や不慮の事故等が保険期間の始期前に生じている場合

- ◆ 保険料払込みの免除は、その原因となる疾病や不慮の事故等が、保険期間の始期以後に生じた場合に限りです。約款に特に定めがない限り、原因となる疾病や不慮の事故等が保険期間の始期前に生じている場合は、保険料のお払込みを免除することはできません。

(4) 告知義務違反による解除の場合

- ◆ ご加入（復活）に際して、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約（特約）が解除された場合

(5) 重大事由による解除の場合

- ◆ ご契約者等が給付金等を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致をした場合等、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

(6) ご契約の失効の場合

- ◆ 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に給付金等の支払事由が生じた場合

(7) 保険契約について詐欺の行為があったものとしてご契約が取り消された場合

(8) 給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合

7. 払込猶予期間とご契約の効力

- ◆ 第2回以後の保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。保険料払込期月中にご都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- ◆ 払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。（失効）
- ◆ 「責任開始期に関する特約」を付加された場合の第1回保険料の払込猶予期間は、払込期間満了日の翌月初日から翌月末日までとなります。払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合、保険契約は保険期間の始期に遡って無効となります（保障がなくなります。）。

8. 効力を失ったご契約の復活

- ◆ 保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合でも、失効日から1年以内であればご契約の復活を申し込むことができます。
- ◆ この場合、あらためて告知または診査をしていただきます。（健康状態などによっては復活ができないこともあります。）ならびに、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。告知または診査の結果、当社が復活を承諾した場合には、延滞保険料を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）と失効前の責任開始期のいずれか遅い時から、保険契約上の責任を負います。

9. 解約と解約返戻金

- ◆ 保険料払込期間が保険期間より短い「短期払」では、保険料払込期間中にご契約を解約された場合は、解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後に解約された場合で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約のがん診断給付金額の10%の解約返戻金があります。
- ◆ 保険料払込期間と保険期間が同じ「全期払」では、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

10. 保険金額等が削減される場合

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
○ お問い合わせ先 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

11. 新たな保険契約への乗換えについて

- ◆ 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをされる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。
 - 現在のご契約についての不利益事項
 - ・ 無解約返戻金型がん療養保険（10）では、保険料払込期間中に解約された場合、解約返戻金はありませんが、その他の多くの保険では、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短時間で解約の場合は全くないか、あってもごくわずかです。
 - 新たな保険契約についての留意事項
 - ・ 新たにお申込みになるご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢により計算されます。
 - ・ 新たにお申込みになるご契約は、被保険者の健康状態によってはご契約いただけないことがあります。
 - ・ 一般の契約と同様に告知義務があります。
- ◆ 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始期」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ◆ また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ◆ したがって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、上記のとおり解除・取消しとなることもありますので、ご注意ください。

12. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆ ご契約に関する各種手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては、総合サービスセンターへご連絡ください。
 - 総合サービスセンター：TEL 0120-211-901
お問い合わせ時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。） 9時～17時
- ◆ この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。
- ◆ （社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
- ◆ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。